

温室効果ガス排出量削減への取り組み

【ポイント】

1. 温室効果ガス排出量削減には、注目されている工場・発電所などの産業部門に加え、業務その他（商業・ビル）部門、運輸部門、家庭部門での取り組みも欠かせない。
2. 東京都が実施する大規模事業所に対する削減義務付けの条例改正は、業務部門への温室効果ガス削減義務導入の世界初の事例であり評価できる。
3. 同条例改正は評価できる一方で、①排出量取引価格上昇、②不動産取引への影響、③企業の競争力低下リスク、などが懸念される。

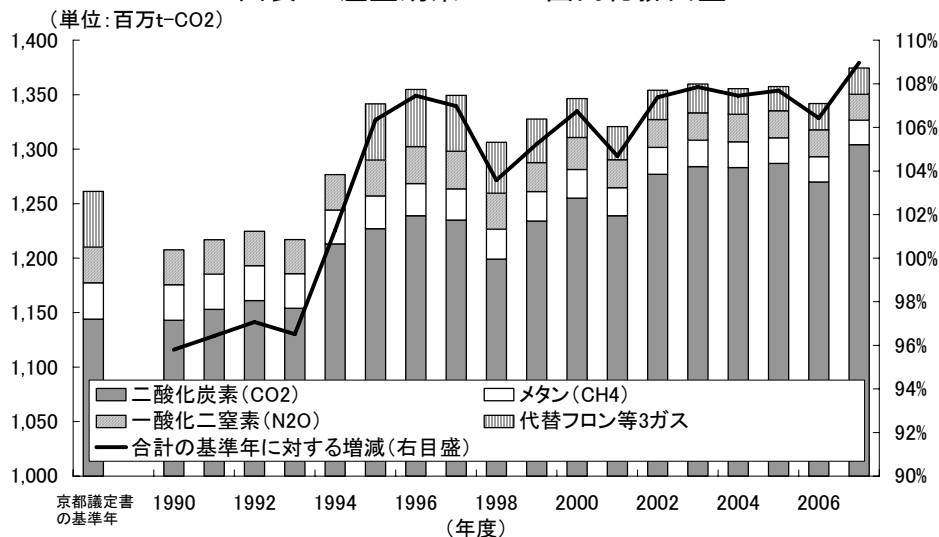
1. 温室効果ガスの現状

2009年6月10日に、内閣総理大臣より2020年の温室効果ガス削減量を2005年比15%削減するという中期目標が発表された。

温室効果ガスは、京都議定書によって二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄）の6種類が規定されている。2007年度の総排出量は、13億7,400万トンで、前年の2006年度の13億4,200万トンから2.4%増加している（図表1）。

さらに、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の各部門別増減をみると（図表2）、排出量の最も多い産業部門（工場等）では、前年度と比べると2.8%増加しているが、1990年の基準年との比較では、農林水産業、鉱業、建設業などの非製造業からの排出量が基準年比30.9%減少したことにより、2.3%減少している。産業部門の次に排出量が多い運輸部門（自動車、船舶等）では、基準年に対し14.6%増加しているが、前年度比1.6%減少しており、ここ数年は継続的に減少傾向にある。

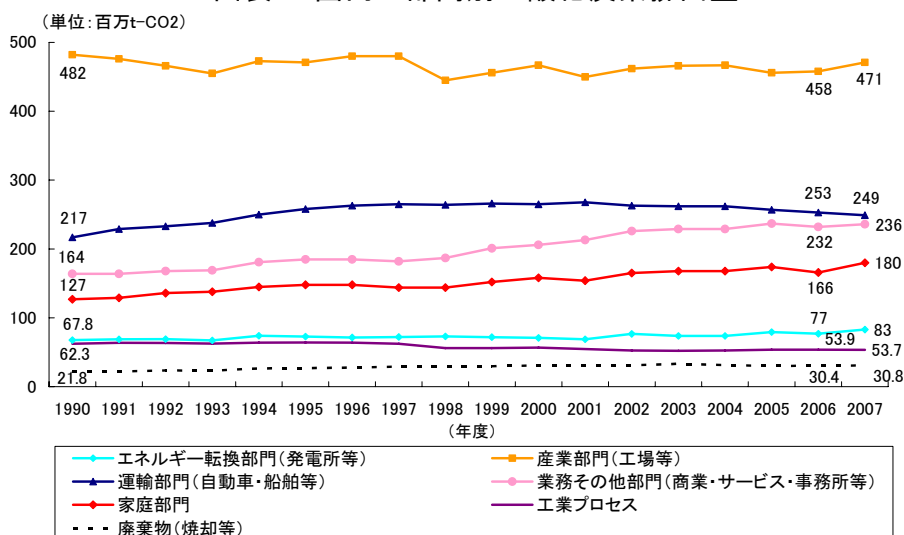
図表1. 温室効果ガスの国内総排出量



課題は、業務その他部門（商業、サービス、事業所等）及び家庭部門であり、延床面積や世帯数の増加、OA化、家庭用機器の大型化と多様化によって、基準年に比較してそれぞれ43.8%、41.2%増加。前年度と比べても1.9%、8.4%増加しており、産業、運輸部門と比べて2000年以降の増加傾向が明らかである。

また、発電所等のエネルギー転換部門は、排出量が他の部門と比べると少なく、安定的といえる。主に製造業中心に産業界の温室効果ガス削減努力が取りざたされているが、この傾向から業務その他部門と家庭部門の取り組みが重要と考えられる。

図表2. 国内の部門別二酸化炭素排出量



(資料) 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスのデータをもとに富国生命投資顧問作成

2. 東京都の取り組み

業務その他部門の温室効果ガス削減への取り組みの必要性が増す中で、東京都独自の取り組みが注目される。

東京都は、2008年6月25日に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を改正し、エネルギー使用量が年間原油換算1,500kl以上の大規模事業所に対して、2010年4月から実施する削減義務と排出量取引制度の導入を定めた（図表3）。

図表3. 東京都の新制度の概要

対象事業所	前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で1,500kl以上の事業所
削減義務対象ガス	燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO2 (二酸化炭素以外の温室効果ガスは把握・報告のみ)
2010～2014年度平均削減義務率	オフィスビル等と地域冷暖房施設:8% オフィスビル等のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所:6% 工場等その他の事業所:6% ※トップレベル事業所(優良特定事業所):削減義務率を1/2に減 準トップレベル事業所:削減義務率を3/4に減
排出量取引の対象	超過削減量 都内中小クレジット 再エネルギークレジット 都外大規模事業所(同会社・グループ会社内)

(資料) 東京都の発表資料をもとに富国生命投資顧問作成

この制度の評価されるべき点は、第1に東京都の場合、対象となる大規模事業所およそ1,300事業所のうち約80%がオフィスビルや商業施設などの業務部門であり、業務部門への温室効果ガス削減義務導入の世界初の事例となることである。第2として、2000年12月に創設された「地球温暖化対策計画書制度」により、過去の各事業所の削減取り組みを

把握していることで、今後の都による指導やチェックが可能となること。第3としては、削減実績を把握していることで、過去の削減量の大きい事業所を「トップレベル事業所」として認定し削減義務率を軽減する予定であること。最後に、削減義務と同時に排出量取引制度を導入したこと、があげられよう。

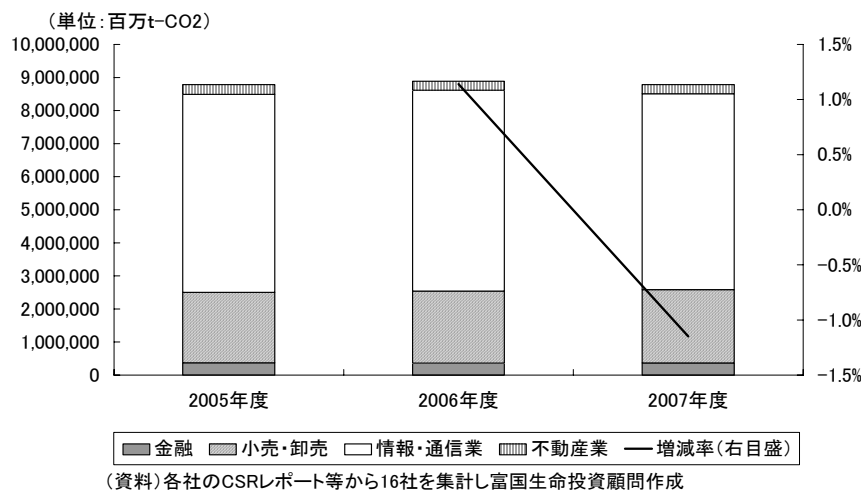
3. 今後の予想される問題点

東京都の取り組みに対して、逆に懸念される問題点を考えてみたい。1つ目は、排出量取引価格の上昇である。もちろん、東京都も懸念している事項であり、取引価格高騰防止策として、都内中小クレジットの供給拡大や、住宅用太陽エネルギーの導入支援によるエネルギークレジットの取り扱いの増加など取引対象となる削減量の供給拡大を掲げている。しかし、高騰までいかなくとも取引価格の上昇を招く可能性は十分あり、今後の国の取り組みとの連携が望まれる。

2つ目は、不動産価格への影響である。当然、削減義務はビルオーナー、ひいてはテナントへの負担増となり、従来とは違った不動産価格が形成される可能性がある。例えば、中小型ビルでは削減義務がないため大型ビルに対して価格が上昇するなどである。もちろん、鑑定料に不動産のみならず削減計画の評価という直接的なコストが上乗せされることもあるだろう。

3つ目として、企業の競争力低下リスクである。大規模事業所の保有、賃貸、利用などで関係すると思われる大企業で東証1部時価総額上位100社のうち、業務その他部門に該当する金融、小売・卸売、情報・通信、不動産業の中から二酸化炭素排出量のデータの取れる企業の集計をみると2007年度に対前年比1%以上減少。全国状況よりも削減に努めていると思われるが、6~8%という東京都の基準は厳しいといえる(図表4)。

図表4. 上場企業の二酸化炭素排出量の集計



しかしながら、温室効果ガスの削減は国を超えた地球規模での課題であり、業務その他部門、家庭部門での取り組みが重要であることを考えると、この取り組みは意義深いといえる。英国でも2010年4月に大規模ビルを対象に排出枠を企業が買い取る制度が始まり、米国でも国内全ての商業ビルを2050年までに「ゼロ・エネルギー・ビル」にする目標を掲げている。環境への責務を果たすために日本が立ち遅れるわけにはいかず、制度の実効性を上げていくためには東京都の取り組みが実施された後も問題点の評価、対策を行うことが必要と思われる、今後も注目していきたい。

(富国生命投資顧問(株) シニアアナリスト 石口 政樹)